

似島航路改善協議会設置要綱

(目的)

第1条 似島航路の維持・改善や利便性の向上を図るために必要となる事項を協議するため、似島航路改善協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項の協議等を行う。

- (1) 似島航路に係る地域公共交通確保維持事業（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）の規定に基づく事業）に関する事項。
- (2) 前号に掲げるもののほか、似島航路の維持・改善や利便性の向上を図るために必要となる事項。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

(会長)

第4条 協議会には会長を置き、会長には広島市道路交通局公共交通政策部鉄軌道担当課長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会の運営その他の会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、原則、出席委員の過半数の賛成をもって決することとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより支障が生じると認められる場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(書面審議)

第6条 会長は議案が次に掲げるものである場合、又はやむを得ない事情により会議を開催することができないと認める場合には、書面審議により、議事を決することができる。

- (1) 緊急を要するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、会長が輕易であると判断したもの
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定について準用する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、広島市道路交通局公共交通政策部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月21日から施行する。

別表

国土交通省中国運輸局海事振興部離島航路活性化調整官
広島県地域政策局公共交通政策課長
広島県土木建築局港湾振興課長
広島市企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課長
広島市都市整備局みなと振興課長
広島市道路交通局公共交通政策部鉄軌道担当課長
広島市南区役所市民部地域起こし推進課長
似島汽船株式会社代表取締役
似島町内会会長

備考 別表に掲げるもののほか、協議会が必要と認める者を臨時の委員として加えることができる。